




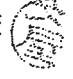
資料191




起案 平成 20年 4月 1日	H20環廃リ第27号 行政文書 ファイル名	◇缶・びん・ペットボトル 廃乾電池類選別業務委託	保存期間	5年
決裁 平成 20年 4月 1日	文書 分類 番号	101-04-04	文書主任	浄書
施行 平成 年 月 日	個人情報 の有無	無	照合	公印承認
完結 平成 年 月 日	共有 区分	担当者の所属 する課	起案者 (電話) 環境局 廃棄物事業部 リサイクル推進課 資源化推進係 長谷川 隆二	
市長	笠原副市長	奥山副市長	局長	理事
次長	次長兼部長	課長	係長	


合議

啓発係長 

財政課長  予算第二係長 

文屋主査 

会計管理者  会計課長  審査係長 

支出係長 

標題	平成20年度 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類選別業務委託について
公開用標題	平成20年度 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類選別業務委託について
公開用標題の 変更理由	<input type="checkbox"/> 個人情報 <input type="checkbox"/> 法人情報 <input type="checkbox"/> その他()

伺い文

1 決定を求める内容

下記により、平成20年度の缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類選別業務を委託により執行すること。

また、委託するにあたって、株式会社仙台市環境整備公社より見積書を取得し、見積価格が予定価格の範囲内であれば、別紙の業務委託契約書(案)及び業務委託仕様書(案)により契約を締結すること。

さらに、委託料の支出にあたっては、簡易支出負担行為決裁簿により行うこと。

記

(1) 委託業務内容
「業務委託契約書(案)」(別紙1)及び「業務委託仕様書(案)」(別紙2)のとおり

(2) 見積依頼（契約締結予定）業者

株式会社 仙台環境整備公社 代表取締役社長 若生 滋

【〒981-3111 仙台市泉区松森字阿比古7番1 電話：218-2050 FAX：218-2052】

(3) 見積依頼書

別紙3のとおり

(4) 随意（特命）契約理由

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）第6条の2第2項の規定により、市が行うべき一般廃棄物の収集・運搬・処分（再生を含む）を市以外の者に委託する契約は公法上の契約とされており、地方自治法第234条は適用されず、契約締結の方法は市の裁量に委ねられている。

また、法は一般廃棄物の業務を委託する場合の基準として、受託者の資格要件・能力・委託料の額・委託の限界など委託契約に定めるべき事項について、その施行令において詳しく規定しているが、これは法が経済性よりも業務の遂行の正確さを重視しているためである。

(2)の業者は当該業務を遂行するために法の主旨を踏まえて設立された第3セクターであることから、特命の随意契約とするものである。

(5) 契約（支出）予定額

505,030,000円 ※積算根拠は別紙4のとおり

(6) 予算科目及び予算執行状況 別添「支出負担行為書」のとおり

(7) 支払方法 簡易支出負担行為決裁簿【別紙5】により行う。

2 当該内容の必要性

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の規定に基づく業務であるため、必要である。

3 当該内容の合理性又は妥当性

契約締結予定である(株)仙台市環境整備公社は、当該業務を遂行するために設立された第3セクターであるため、随意（特命）契約を締結することは妥当である。

4 事業費が適当又は妥当である理由及びその根拠

別紙4のとおり

5 起案に至る重要な経過

なし

6 その他事案により特に必要な事項

なし

(案)

別紙3

H20環廃リ第27号
平成20年 4月 1日株式会社 仙台市環境整備公社
代表取締役社長 若生 滋 様

仙台市長 梅原 克彦

見 積 依 頼 書

以下の件について、見積書の提出をお願いします。

1. 委託業務名
平成20年度 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類選別業務
2. 委託業務内容
別紙「業務委託契約書」及び「業務委託仕様書」のとおり
3. 見積書の提出期限
平成20年 4月 1日 (火)
4. 見積書のあて名
「仙台市長」あて
5. 見積書の提出 (送付) 先
〒980-0811 仙台市青葉区一番町四丁目7番17号 小田急仙台ビル10階
仙台市リサイクル推進課 長谷川 あて

【担当：環境局廃棄物事業部リサイクル推進課
資源化推進係 長谷川 (電話214-8229)】

缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類選別業務人件費

平成20年度収集業務賃金に合せる

選別作業従事者総数 107 名(品質強化6名
エアゾール処理、葛:3名含む)

(1)選別課長及び選別係長労務単価の積算方法

・平成19年度人事院勧告給与、改定はあったが若年層のみでその他は据え置き。
よって平成19年度財政課査定額とする。

平成19年度財政課査定額 一日当たり労務単価

①選別課長単価 33,866

②選別係長単価 23,377

平成20年度単価額 一日当たり労務単価 平成19年度査定額 改定なし
①選別課長単価 33,866 = 33,866 × 1.000

②選別係長単価 23,377 = 23,377 × 1.000

(2)作業員賃金(賞与・福利厚生費等を含む)

業務作業員賃金内訳(別紙1-②参照)

	③ 作業員(1-61)	④ 運転手(1-65)
給料	207,060	210,630
手当	111,489	112,827
	手当等 29,394	29,394
	賞与 82,095	83,433
法定福利費	46,916	47,189
	健康保険 11,316	11,316
	介護保険 3,871	3,934
	厚生年金 24,721	24,824
	特別保険料 -	-
	雇用保険料 2,867	2,911
	労災保険料 4,141	4,205
補助及び交付金	419	421
	児童手当 419	421
退職給与引当金	6,000	6,000
合計	371,883	377,067

※ ③④とも、国の給料に土曜・祝日分を上乗せしている。

⑤パート人件費

給与	6,030
手当	400
	手当等 400
	賞与 0
法定福利費	879
	健康保険 284
	厚生年金 463
	雇用保険料 54
	労災保険料 78
合計	7,309

缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類選別業務物件費

1. 消耗品関係		¥17,500,000
① 廃乾電池類関係消耗品		
・ドラム缶(乾電池密閉用)	¥2,200 / 本 × 1,000 本 =	¥2,200,000 他
② ペットボトル減容機関係消耗品		
・ペットボトル結束用PPバンド	¥1,000 / 本 × 1,500 本 =	¥1,500,000 他
③ 車両関係消耗品		¥4,000,000
・フォークリフト14台, ショベルローダー5台, ダンプ他車両油脂・タイヤ等		
④ 建物関係消耗品		¥5,000,000
・暖房用灯油, 洗浄用品, 交換用照明器具		
⑤ 選別機械関係消耗品		¥4,800,000
・金属プレス機, 磁力選別機油脂及び交換部品		
2. 車両・重機等燃料費関係		¥5,300,000
3. 回収箱(年次入替え用)	¥500 / 個 × 15,000 個 =	¥7,500,000
・現在保有数約150,000個。10年で入れ替えの計画		
4. 物件費総合計		¥30,300,000
	≒	¥30,000,000